

瀬戸市規則の規定における元号等の取扱いに関する規則をここに公布する。

令和元年5月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第1号

瀬戸市規則の規定における元号等の取扱いに関する規則

瀬戸市規則の規定中、次の表の左欄に掲げる元号等については、同表の右欄に掲げる元号等と読み替えて適用する。

平成31年7月1日	令和元年7月1日
平成31年7月31日	令和元年7月31日
平成31年8月31日	令和元年8月31日
平成32年3月31日	令和2年3月31日

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。